

静産廃協 第 109 号  
平成 28 年 1 月 20 日

会 員 各 位

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会  
会長 鈴木 洋佑

産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について（通知）

このことについて、県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

各会員におかれましては、同様の事案が再発することのないよう、排出事業者責任、産業廃棄物の適正処理、関係法令の遵守などをこれまで以上に徹底するようお願いいたします。

なお、協会ホームページ上において、本通知に関連した資料を公開しておりますことを申し添えます。

担当／協会事務局 瀬崎  
TEL054-255-8285

環 廃 第 530 号

平成 28 年 1 月 19 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会会長 様

くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長

産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について (通知)

このことについて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長及び産業廃棄物課長から、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会員へ周知していただくとともに、注意喚起をお願いします。

担 当 産 業 廃 棄 物 班  
電 話 番 号 054-221-2424





環廃企発第 1601184 号  
環廃産発第 1601186 号  
平成 28 年 1 月 18 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企 画 課 長

産 業 廃 棄 物 課 長

産業廃棄物処理業者により食品が転売された事案について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、今般、食品関連の事業者から産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物として処分を依頼したにもかかわらず、当該産業廃棄物処理事業者が当該廃棄物を食品として売却し、スーパーで販売されていた事実等が判明したところである。

産業廃棄物処理事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び関係法令に基づき、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を行わなければならないところ、受託した廃棄物を不適切に取り扱ったことは、国内の廃棄物処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、貴職管区内の産業廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて周知及び適切な指導を行うようお願いするとともに、類似の事案を把握した場合には、早急に当省に情報提供をいただき、厳正な対処をお願いする。

また、当該産業廃棄物処理業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 11 条に基づく国の登録を受けた再生利用事業者であるところ、当該産業廃棄物処理業者による食品リサイクル法に違反する行為が確認された場合には、国としても食品リサイクル法に基づく厳正な対処をすることとしている。貴職管区内の産業廃棄物処理業者が食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者等である場合については、食品リサイクル法に基づく登録権限を有する国（環境省・農林水産省等）とも連携して対応いただくようよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

平成28年1月13日（水）  
 健康福祉部保健医療局  
 生活衛生課食品衛生・監視グループ  
 担当 磯貝・松田  
 内線 3254・3255  
 （ダイヤルイン）052-954-6249  
 環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室  
 担当 新井・青山  
 内線 3081・3083  
 （ダイヤルイン）052-954-6238

## 食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通について

尾張県民事務所廃棄物対策課に平成28年1月12日（火）17時頃、（株）壺番屋から「平成27年9月に一宮市内の工場で製造し、合成樹脂製の異物混入の恐れがあるため産業廃棄物処理業者に処分を依頼したビーフカツ（半製品、生肉に衣をつけ冷凍したもの。1袋5枚入り）が津島市内のスーパー（Aマートアブヤス<sup>かもり</sup>神守店）で販売していたことが判明した。」旨連絡がありました。

このビーフカツは、（株）壺番屋が産業廃棄物処理業者（ダイコー（株）、稲沢市奥田）に約40,000枚の処分を依頼したにもかかわらず、ダイコー（株）が食品として売却したことから、県内のスーパーで販売されていました。

同スーパーを管轄する津島保健所が立入調査し、当該食品が販売されていないことを確認するとともに当該食品の回収を徹底するよう指示しました。

現在、県が把握している当該食品を販売していた店舗は以下のとおりです。

当該製品をお持ちの方は、**絶対に喫食せず**、購入した販売店に返品してください。

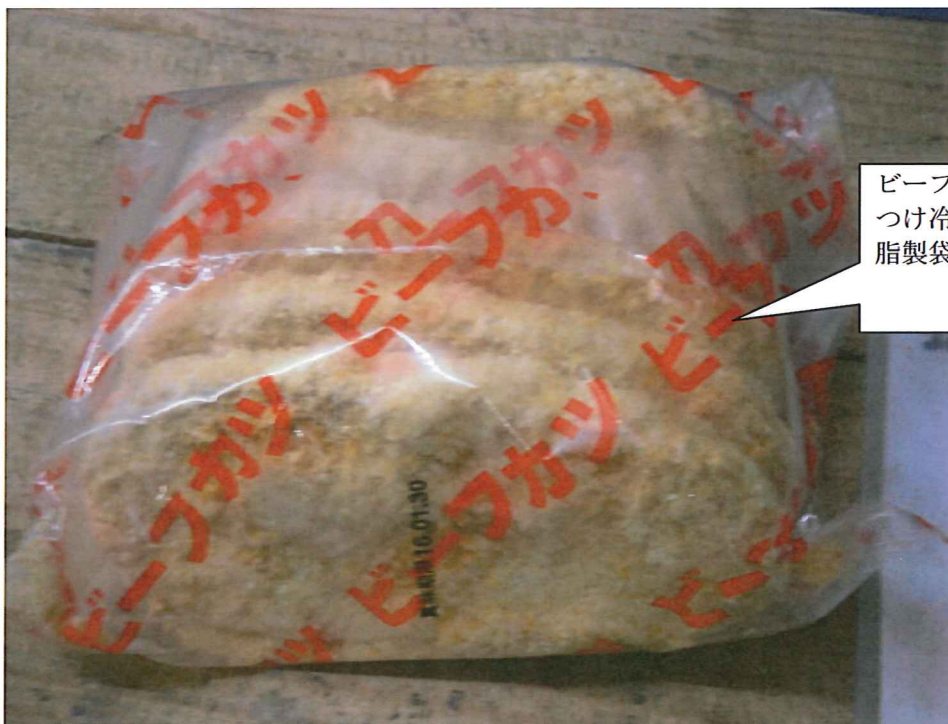
なお、現在、流通状況等詳細については調査中であり、判明し次第お知らせします。

### 【現在、県が把握している当該ビーフカツの販売店】

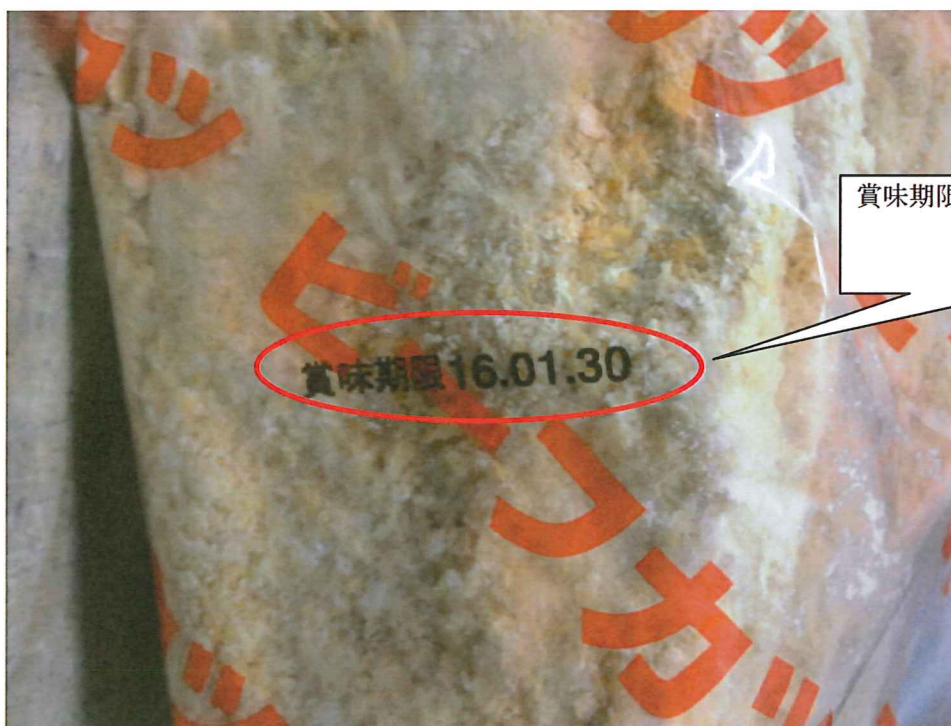
販売店名	販売店所在地	仕入量	販売済量	販売期間
Aマートアブヤス <sup>かもり</sup> 神守店	津島市 <sup>かもり</sup> 神守町字森本23番地	2,050枚	1,990枚	平成27年12月上旬～平成28年1月11日
Aマートアブヤス春田店	名古屋市中川区春田5-3	3,650枚	3,415枚	平成27年12月中旬～平成28年1月11日

（裏面に続く）

【当該ビーフカツの画像】



ビーフカツ（半製品、生肉に衣をつけ冷凍したもの）5枚を合成樹脂製袋に包装



賞味期限 16.01.30 と印字

平成28年1月14日(木)  
愛知県健康福祉部保健医療局  
生活衛生課食品衛生・監視グループ  
担 当 磯貝・松田  
内 線 3254・3255  
(ダイヤルイン) 052-954-6249  
環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室  
担 当 新井・青山  
内 線 3081・3083  
(ダイヤルイン) 052-954-6238

## 食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通について (第2報)

①平成28年1月14日(木)、津島保健所が管内の施設に対し当該ビーフカツの流通状況調査を行ったところ、昨日発表した賞味期限(16.01.30)とは別の賞味期限(16.01.03)が表示されたビーフカツが下記の販売店で発見されました。

この賞味期限(16.01.03)のビーフカツは昨日発表した賞味期限(16.01.30)と同じ段ボールに混在していました。この商品(賞味期限(16.01.03))について愛知県が(株)壺番屋に確認したところ、(株)壺番屋のビーフカツが一般に販売されることがないことから、(株)壺番屋から正規に流通した商品でないことが判明しました。

なお、津島保健所は今回発見した店舗に対し、在庫品を販売しないこと、店頭ポップなどで告知するなどにより、回収を行うように指示しました。

### 【現在、県が把握している当該ビーフカツ(賞味期限16.01.03)の販売店】

販売店名	販売店所在地	仕入量	在庫量	販売量	販売期間
いちや	愛西市東城町平城44番地3	46ケース (2,300枚)	31ケース (1,550枚)	15ケース (750枚)	平成27年11月25日～12月30日

※ケース・枚数には、賞味期限16.01.30を含んだものです。

当該製品をお持ちの方は、**絶対に喫食せず**、購入した販売店に返品してください。

なお、賞味期限(16.01.30)の商品についても、お持ちの方は、**絶対に喫食せず**、購入した販売店に返品してください。

なお、現在、詳細については調査中であり、判明し次第お知らせします。

(裏面に続く)

②流通状況調査の結果、新たな小売店が判明しましたのでお知らせします。

販売店名	販売店所在地	仕入量	備考
(株) 生鮮館山彦 南大通店	愛知県稲沢市稲沢町前田 3 48 の 1	100 枚	※全て店舗で惣菜（フライ）にして調理・販売済み。 在庫なし。
(株) 生鮮館山彦 小牧店	愛知県小牧市大字北外山字 神宮 1 5 3 3 番地	150 枚	
(株) 生鮮館山彦 勝川店	愛知県春日井市勝川町 7 丁 目 37 番地ネクシティパレッ タ 1 階	100 枚	

③また、本日、環境部はビーフカツの処理委託の詳細な状況を把握するため、排出事業者である（株）壺番屋に対し廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 18 条に基づく報告徴収を行いました。

(次ページに続く)

【当該ビーフカツ(16.01.03)の画像】





平成28年1月15日（金）

愛知県環境部資源循環推進課

廃棄物監視指導室 監視グループ

担当 青山、石原

電話 052-954-6238（ダイヤルイン）

内線 3081・3083

### 食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通について（第3報）

本日、環境部は、株式会社壱番屋がダイコー株式会社に処分を委託した産業廃棄物に関して、産業廃棄物処理業者であるダイコー株式会社及び仲介業者であるみのりフーズに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づき、過去5年間の廃棄物処理の実態、取扱量等を文書で報告するよう求めました。

この報告において、虚偽の内容を報告した場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき罰則が適用されます。

平成28年1月15日(金)  
 愛知県健康福祉部保健医療局  
 生活衛生課食品衛生・監視グループ  
 担当 磯貝・松田  
 内線 3254・3255  
 (ダイヤルイン) 052-954-6249

## 食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通について (第4報)

1 現在愛知県が把握している卸業者、弁当製造施設及び販売店について(名古屋市、豊田市を含む。)

現在、県が把握している当該ビーフカツ(賞味期限 16.01.30 及び賞味期限 16.01.03 のもの)を取り扱った卸業者、弁当店及びスーパー等販売店については次のとおりです。

(1) 卸業者

施設総数 7施設(名古屋市6施設、豊山町1施設)  
 総入荷量 35,050枚  
 総出荷量 35,050枚  
 総在庫量 0枚

(2) 弁当製造施設 (主に事業者向け弁当製造施設)

施設総数 11件(名古屋市7施設、津島市2施設、清須市1施設、北名古屋市1施設)  
 総入荷量 14,650枚  
 総使用量 13,450枚  
 総在庫量 900枚

(3) 販売店(スーパー等) 既発表分を含む。ゴシックは新たな発表分

販売店名	販売店所在地	仕入量	販売済み量	販売期間
食品館 大阪屋	名古屋市瑞穂区白砂町 1-47 嶋崎ビル 1F	50枚	全て店舗で惣菜(フライ)にして調理・販売済み。在庫なし。	
ショッピング コー 田辺通 り店	名古屋市瑞穂区田辺通 6 丁目	100枚		
スーパー サノヤ	名古屋市中区大須三丁目 33-6	500枚	500枚	12月12日、13日
食品館 大阪屋	名古屋市西区浄心一丁目 1番39号 浄心ステーションビル北館B1	250枚	67枚	平成27年12月11日～ 平成27年12月24日

株式会社 ヒバリヤ美 和店	あま市篠田稲荷 144 番地	1,500 枚	839 枚	不明
三崎屋ピア ゴ大治店	海部郡大治町大字花常字 人見 20	50 枚	50 枚	不明
株式会社成 田水産※※	豊田市高崎町兼近 70 番 地	400 枚	400 枚	平成 27 年 12 月中旬～ 平成 28 年 1 月中旬
A マート アブヤス 春田店	名古屋市中川区春田 5-3	3,650 枚	3,415 枚	平成 27 年 12 月中旬～ 平成 28 年 1 月 12 日
フードパー ク ウオダ イ瑞穂店	名古屋市瑞穂区田光町 3-27	2,350 枚	2,280 枚	平成 27 年 12 月 28 日～ 平成 28 年 1 月 12 日
A マート アブヤス <sup>か</sup> 神 もり 守店	<sup>かもり</sup> 津島市神守町字森本 23 番地	2,050 枚	1,990 枚	平成 27 年 12 月上旬～ 平成 28 年 1 月 11 日
いちや	愛西市東條町平城 44 番地 3	2,300 枚	750 枚	平成 27 年 11 月 25 日～ 平成 27 年 12 月 30 日
(株) 生鮮館 山彦 南大 通店	稲沢市稲沢町前田 3 48 の 1	100 枚	全て店舗で惣菜（フライ）にして調 理・販売済み。在庫なし。	
(株) 生鮮館 山彦 小牧 店	小牧市大字北外山字神宮 1 5 3 3 番地	150 枚		
(株) 生鮮館 山彦 勝川 店	春日井市勝川町 7 丁目 37 番地ネクシティパレット 1 階	100 枚		

※※豊田市本日発表分

## 2 ビーフカツ以外の流通について

昨日、岐阜県が公表したチキンカツについて本県から壱番屋に確認したところ、壱番屋で製造された製品である可能性が高いことが判明しましたので、今後調査を進めていきます。

また、壱番屋がメンチカツ及びロースカツ等についても（株）ダイコーに廃棄を依頼していることが確認できたので、流通状況等について調査していきます。

該当製品をお持ちの方は、絶対に喫食せず、購入した販売店に返品してください。



GIFU

平成28年1月18日（月）岐阜県発表資料		
生活衛生課	食品指導係	内線 2562 直通 058-272-8280 FAX 058-278-2627

## 食品衛生上の問題が危惧される(株)壺番屋以外の製品の流通について

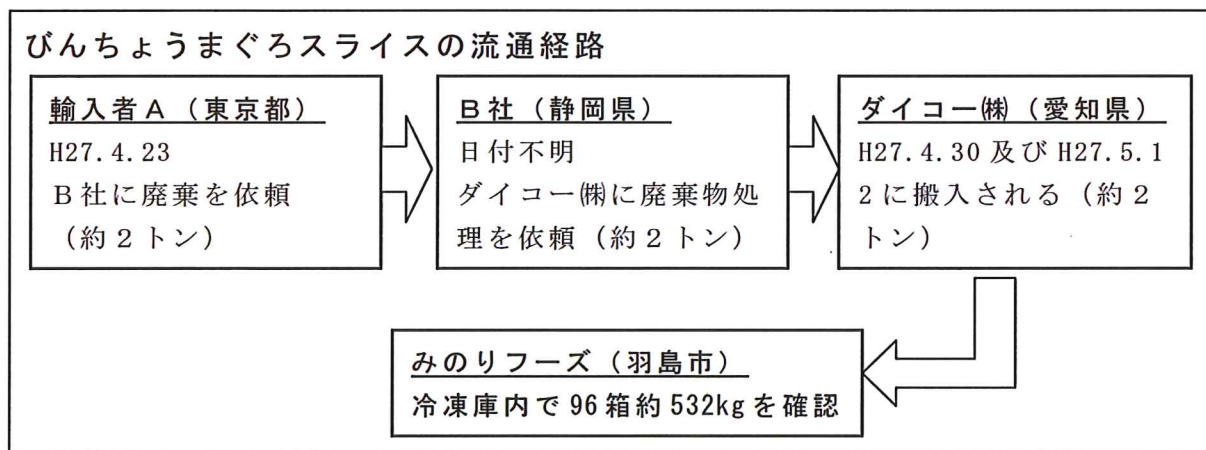
1月13日（水）付けで公表した食品衛生上の問題が危惧されるビーフカツの流通について、みのりフーズ（羽島市）を調査した結果、（株）壺番屋製ではない108品目が発見され、そのうちの 하나가ダイコー（株）に廃棄物として処理を依頼されていた製品であることが判明しましたのでお知らせします。

### 1 みのもりフーズに保管されている製品について

- ・これまでの調査で、みのりフーズの施設内において、108品目（肉加工品、魚加工品、各種惣菜、菓子類、調味料等）が発見されました。
- ・このうち販売元や製造元等が表示されている69品目について、各製品の販売元や製造元等の所在地の都道県及び保健所政令市（10都道県11市）に調査を依頼中です。
- ・残りの39品目についても調査を継続します。

### 2 ダイコー（株）に廃棄物として処理を依頼されていた製品について

- ・上記1により調査を依頼した69品目のうち、「びんちょうまぐろスライス」について、ダイコー（株）に廃棄物として処理を依頼されたものであることが判明しました。
- ・現時点で判明している流通経路は以下のとおりです。



- ・残りの約1.5トンの所在が不明であり、市場に流通した可能性があります。
- ・問題となる当該製品には賞味期限の印字がありません。賞味期限の印字がない当該製品をお持ちの方は、絶対に喫食しないでください。

【びんちょうまぐろスライス】

販売者：日本生活協同組合連合会

東京都渋谷区渋谷 3-29-8

